

平成29年度事業計画

基本方針

当法人は、司法書士が専門的能力を結合して官公署等による不動産の権利に関する登記の嘱託手続き等の適正、迅速な処理に寄与し、もって、国民の取引の安全確保と権利の保護に寄与することにより、不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的に活動する公益法人である。

当法人は、県内全域を網羅すべく、県内7箇所の方務局所在地全てに支部を設置しており、各官公署等に対して身近な最初の相談窓口として地域に根ざした活動そして役割を担わなければならない。

また、公共事業の減少と共に受託件数も年々減少してはいるものの、近年、社会問題化している未登記問題や空家問題、耕作放棄地や基盤整備に関わる問題など、多岐にわたり複雑な問題が存在しているが、今後は、こうした問題や時代の変化とともに発生する問題に真摯に対応し、相談受け入れ体制をますます充実させ、県会や政治連盟と共に未処理案件の解消に寄与し、公益社団法人として社会貢献に努めてまいりたい。

そして、法令遵守と組織統治を基本に据え事業の適正な運営を図るとともに、協会の構成員である社員一人ひとりがその社会的責任を強く自覚し公益活動に努め、国民の信頼に応えることが私達の使命である。

具体的事業計画

1. 公益法人としての基本理念
 - (1) 総会及び理事会の適正な運営
 - (2) 適切な会計処理
 - (3) 法令に基づく書類の作成及び備置き

2. 公益法人としての啓蒙活動
 - (1) ホームページによる情報開示
 - (2) 公共事業の実施に係る不動産登記等に関する相談
 - (3) 不動産の嘱託登記に関する研修会等の開催

3. 業務開発活動
 - (1) 一般競争入札情報の収集と参加資格の取得
 - (2) 相続等の権利調査業務の受託
 - (3) 未登記問題解消の提言のための研究

4. 社会的貢献のための事業
 - (1) 災害支援活動
 - (2) 空き家問題の研究、提言

5. その他の事業
 - (1) オンライン登記申請の推進
 - (2) 友好諸団体との連携